## 参議院議員通常選挙が行われます

## 公元日 6月**22**日(水)

# 7月10日(日) 午前7時~午後8時

## ●投票時間

#### 選挙権年齢が 18歳以上に!

選挙権年齢が満20歳以 上から、満18歳以上に引 き下げられました。未来 の担い手である若い世代 が、積極的に政治に関わ ることが大切です。貴重 な一票を無駄にしないよ うに投票しましょう。

#### ●選挙公報

選挙公報を新聞折込で7月上 旬ごろ配布予定です。このほか 町内ニューシャトルの駅や公共 施設に備え置きますのでご利用 ください。

#### ●開票

開票は、即日開票で7月10日 (日)午後9時から伊奈中学校体育 館で行います。

#### ●投票場所

投票区	投 票 所 (所在地)	投票区域
第 1 投票区	あ や め 会 館 (小室2268-143)	下郷区のうち中島地域、綾瀬東区、 綾瀬南区、綾瀬北区、栄南区
第 2 投票区	南小学校体育館	栄中央区、栄北区
第 3 投票区	南中学校体育館 (小室3001)	丸山区、下郷区(中島地域を除く)、 大山区
※第4投票区	小室小学校会議室 (小室7981)	志久区、南本区、北本区(本町一・ 三丁目および本上地域の一部を除く)
第 5 投票区	伊 奈 町 役 場 (小室9493)	中央区、小貝戸区、北本区のうち 本町一・三丁目および本上地域の一部
第 6 投票区	柴 中 福 祉 センター (小室9960-1)	柴中荻区、若榎区
第7投票区	小針中学校体育館 (学園2-207)	大針区、細田山区、学園中央区
第 8 投票区	小針小学校体育館 (寿2-80-1)	羽貫区
第 9 投票区	新 宿 集 会 所 (小針新宿450-1)	小針新宿区、光ヶ丘区、 小針内宿区のうち寿一丁目
第10投票区	<b>小針北小学校体育館</b> (内宿台5-214-1)	小針内宿区(寿一丁目を除く)

※第4投票区の投票所が体育館から会議室に変更になりましたのでご注意ください。 ◎「投票区域」は行政区名で表示しているため、お住まいの地域名とは異なる 場合がありますので、有権者の皆様に送付した入場券の「投票所名」をご確認 のうえお越しください。

#### ●期日前(不在者)投票

投票日当日に外出等で投票することができない方のために、次のとおり期 日前(不在者)投票の制度がありますのでご利用ください。

- 6月23日(木)~7月9日(土) 投票期間
- 午前8時30分~午後8時 投票時間
- ▶投票場所 伊奈町役場北庁舎1階 期日前(不在者)投票所





埼玉県のマスコット 「コバトン」



#### い~な!健康マイレージ対象事業



#### 許定健康 査を受けましょう 健身

#### 実施期間

### 9月30日(金)まで

下記の方を対象にした特定健康診査・健康診査を実施しています。特定健康診査は、みなさんが加入する 保険者ごとに実施するものです。

生活習慣を見直すよい機会です。健康な生活を送るために、ぜひ、1年に1度は健診を受けましょう。

ご希望の日時に受診できない場合がありますので、早めの受診を なお、毎年9月は予約が殺到し、 お願いします。

	伊奈町国民健康保険に加入している方	後期高齢者医療に加入している方	
問い合わせ先	保険医療課 国民健康保険係例2172	保険医療課 医療係例2175	
対 象 者	40~74歳	75歳以上(一部65歳以上の方を含む)	
健診の種類	特定健康診査	健康診査	
健診の内容	問診・診察・身長・体重・腹囲・血圧・血液検査(脂質・肝機能・腎機能・血糖)・尿検査・ 貧血検査・心電図検査 ※腹囲は、40~74歳の方のみ実施。		
申込方法	対象者には、受診券を郵送しました。受診券到着後、実施医療機関に直接お申し込みください。受診券が届かなかった方や、住所・氏名等が変更になった方は、再交付しますので、保険医療課国民健康保険係までご連絡ください。(4月2日以降、伊奈町国民健康保険に加入した方で、健診を希望する方は保険医療課国民健康保険係までご連絡ください。)	対象者には、受診券を郵送しました。 受診券到着後、実施医療機関に直接お 申し込みください。受診券が届かなか った方や、住所・氏名等が変更になっ た方は、受診券を再交付しますので、 保険医療課医療係までご連絡ください。	
持ち物	・受診券 ・国民健康保険被保険者証	・受診券 ・後期高齢者医療被保険者証	
費用	無料		

※40~74歳で町国民健康保険以外の健康保険に加入している方は、ご自分が加入している健康保険組合等に受診方法を ご確認ください。

①保険料額決定通知書および 普通徴収対象の方 納付通知書を送付します。

通知書を送付します。

づいて行われています。

き)対象の方 特別徴収(年金からの天引

までに送付します。

険料額決定通知書を7月中旬 険者の方には、今年度分の保

定通知書を送付します。 始された方には、保険料額決 今年4月から特別徴収が開

課されます。

月の前月分までの保険料が賦

割りの確定額で7月以降に精 ①特別徴収対象の方 ②普通徴収対象の方 で納めていただきます。 合は、普通徴収の納付通知書 算します。不足額が生じた場 転出先やご遺族宛に、 4月・6月の仮徴収額と月

別徴収は年金保険者(日本年 ※後期高齢者医療保険料の特

金機構など)からの通知に基

出・死亡などで資格喪失した した方 割りで算定されますので、 後期高齢者医療保険料は月 転

# 平成28年度保険料

後期高齢者医療制度の被保

をいれるなどして厳重に処分 ※古い被保険者証は、 してください。 ハサミ

29年7月31日です。 送付します。有効期限は平成 7月中に新しい被保険者証を

を前年の所得を基に判定し、 の負担割合(1割または3割

書を送付します。 方には、7月以降に納付通知 到達などで資格を取得された ●今年5月以降に資格を喪失 今年6月以降に転入・75歳

②今年10月から特別徴収が開 金からの天引きとなります。 めていただき、10月以降は年 ●年度途中に資格取得した方 納期は、 7~9月は納付通知書で納 通知書を送付します。 開始通知書とあわせて納付 始される方へは、特別徴収 までの各月(8回) 7月から翌年2月 です。

方に対し、保険医療機関で

後期高齢者医療の被保険者

被保険者証の更新

閰

保険医療課医療係内2175

INA)2016.7 7